

平成 28 年度 公的研究費説明会における質疑応答

Q1. 公的研究費を民間企業から通して受け入れる場合、奨学寄附金で受け入れることはできますか？

A1. 民間企業からの研究費を受け入れる際、原資が公的研究費の場合は奨学寄附金ではなく、受託研究として受け入れることとなります。公的受託として契約を締結し、研究費を受け入れます。

Q2. 什器を購入する場合は、発注システムで申請する必要がありますか？

A2. 公的研究費では什器を購入することが認められていません。但し、研究に必要な薬品庫等の購入については認められる場合があります。その場合は発注システムで申請する際に理由書を添付してください。（什器とは学校法人千葉工業大学経理規定第 31 条第 2 項に示された少額重要資産のことを指します。）

Q3. 公的研究費の手引き P12 に消耗品の定義として「応用ソフトウェア及び研究開発用の試作品等で他に転用しないものを含む」と記載がありますが、応用ソフトウェアはその研究以外での使用を認められていないのでしょうか？

A3. 「他に転用しないもの」は研究開発用の試作品等を指しています。応用ソフトウェアについてはその研究以外で使用することも認められています。科研費では補助事業の遂行に支障がなければ科研費で購入した物品を他の研究に使用しても差し支えありません。

Q4. 国内・海外出張の宿泊費の支給金額を上げてもらえないでしょうか？

A4. 国内出張については学校法人千葉工業大学出張旅費規定に則り支給します。海外出張については公的研究費の手引き P16 に記載のとおり、理由が認められれば 1 泊 22,500 円を上限として宿泊費の実費を支給します。

Q5. パック料金（宿泊費等込み）は旅費規程金額以内であれば全額支給していただけますか？

A5. 支給可能です。ただし、航空賃はエコノミークラスの金額とします。

Q6. 謝礼金を海外の口座に振り込むことは可能でしょうか？

A6. 謝礼金だけではなく、他の支払いについても海外の口座に振り込むことはできません。

Q7. 学会参加費に論集が含まれる場合がありますが、論集が電子媒体（USB 等）で配布される場合に検収は必要でしょうか？

A7. 論集が含まれる学会参加費について、論集の金額が内訳に記載されている場合は、必ず検収を受けてください。論集が CD、USB 等電子媒体の場合は、電子媒体と表紙等を出力したもので検収を受けることになります。

Q8. 請求書類の宛名に公的研究費名が記載されていない場合は、取り直しをする必要がありますか？

A8. 業者に公的研究費名を記入してもらってください。

なお、公的研究費で購入した物品は検収時に写真を撮りますので、検収を受ける際は必ず公的研究費で支払う旨を検収担当者に伝えてください。

Q9. 学会年会費、インターネット通信料金を公的研究費から支払うことはできますか？

A9. 学会年会費を支払うことはできません。

通信料金については当該研究に必要と認められれば支払うことができます。研究者個人の通信料金を支払うことはできません。

※アンサーは会場での質問に対する回答に補足説明を加えております。